

一般社団法人 薬学教育評価機構 定款施行細則第1号

会 員 規 則

(目的)

第1条 本規則は、定款第6条、7条、及び8条に基づき、本機構会員の入退会に関して定め、機構運営の活発化を目的とする。

(資格)

第2条 正会員は、本機構の事業を支える薬系大学（薬科大学、薬学部ならびに薬系大学院を含む）および薬剤師の育成を支援する団体であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業を賛助する団体であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

(入会手続き)

第3条 入会を希望するものは、入会申請書に必要事項を記載し、提出しなければならない。

2 受理した入会申請書は本法人で保管するものとする。

3 入会が承認された会員には理事長名で会員承諾書（発刊番号付）を発行する。

(退会)

第4条 正会員および賛助会員が本法人から任意に退会しようとするときは、退会を希望する3か月前までに、本法人理事長宛てに退会届を提出しなければならない。

(会費)

第5条 正会員及び賛助会員は、それぞれ会費を期日までに納入しなければならない。

2 会費の有効期間は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる1年とする。

3 正会員の会費は入会費90万円、年間会費を80万円とする。

4 賛助会員の会費は一口5万円、一口以上とする。

5 評価手数料は別途定める。

6 納入済みの会費および評価手数料は特段の理由がない限り、返還しない。

(改定)

第6条 この規則は、理事会によって改定することができる。但し、第2条、及び第5条第3号、第4号については、理事会によって改定案を作成し、社員総会の決議よっ

て改定することができる。

附 則

1. この規則は、平成 21 年 3 月 16 日から施行する。
2. この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規則は、2020（令和 2）年 8 月 28 日から施行する。